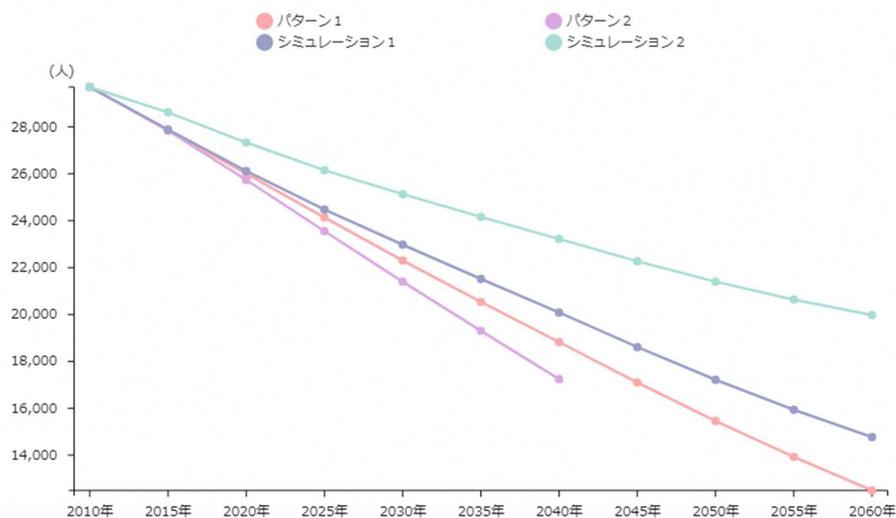


## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

岩手県二戸市の人口は、27,611人(平成27年)であり、国立社会保障・人口問題研究所が行った「日本の地域別将来推計人口」によると、令和22年には18,820人まで減少すると推計されている。生産年齢人口の減少とともに、当地域の有効求人倍率は、平成28年9月から1倍を超えて推移し、企業において労働力不足が課題となっている。このような状況が続けば、市内事業者の持続化が困難となり、市内経済を支える産業基盤の崩壊により、市内全体の活力が失われかねない状況である。



【出典】

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成

【注記】

パターン1：全国の移動率が今後一定程度縮小すると仮定した推計（社人研推計準拠）

パターン2：全国の総移動数が、平成22年から平成27年の推計値と概ね同水準でそれ以降も推移すると仮定した推計（日本創成会議推計準拠）

シミュレーション1：合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の2.1）まで上昇したとした場合のシミュレーション

シミュレーション2：合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の2.1）まで上昇し、かつ人口移動が均衡したとした（移動がゼロとなった）場合のシミュレーション。

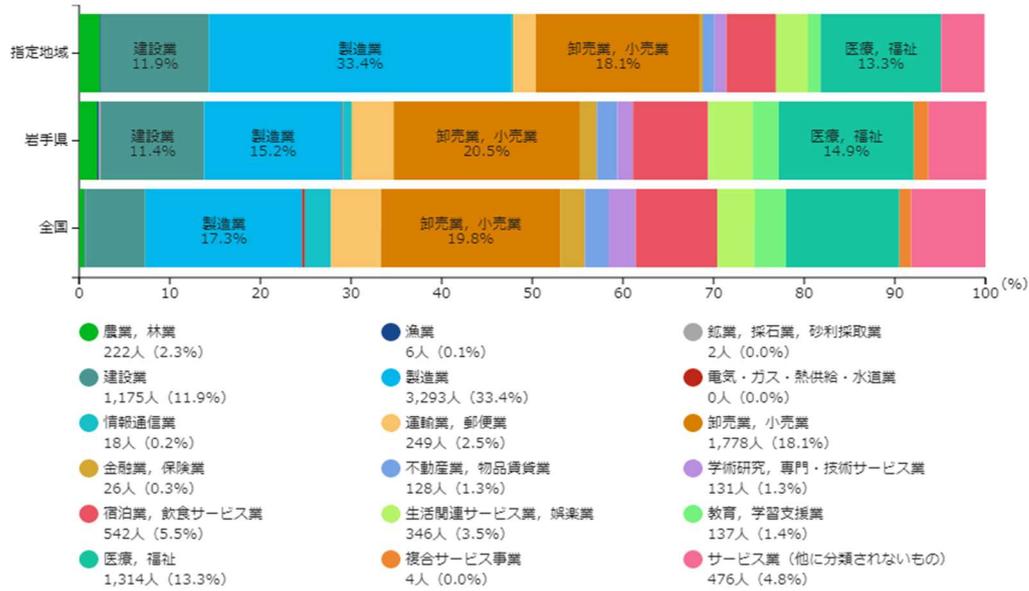
【その他の留意点】+

(RESAS 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成)

産業構造について、従業者数を見ると製造業が33.4%であり、全国における製造業の割合の約2倍となっており、製造業に従事している割合が高い地域になっている。次に卸売業、小売業18.1%、医療、福祉13.3%と続いている。

## 従業者数(企業単位) 2016年

指定地域：岩手県二戸市

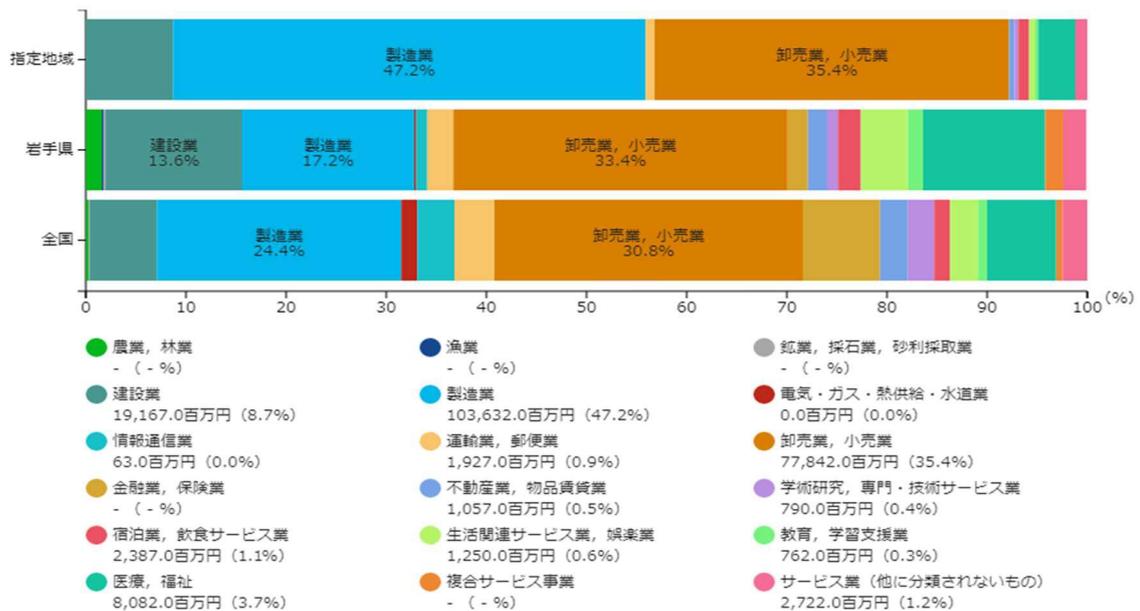


(RESAS 総務省「2016年経済センサス基礎調査」再編加工、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」再編加工)

売上高については、2016年の経済センサスから見ると、製造業が103,632.0百万円で全産業の47.2%を占める。次に卸売業、小売業が77,842.0百万円(35.4%)と続いている。

## 売上高(企業単位) 2016年

指定地域：岩手県二戸市

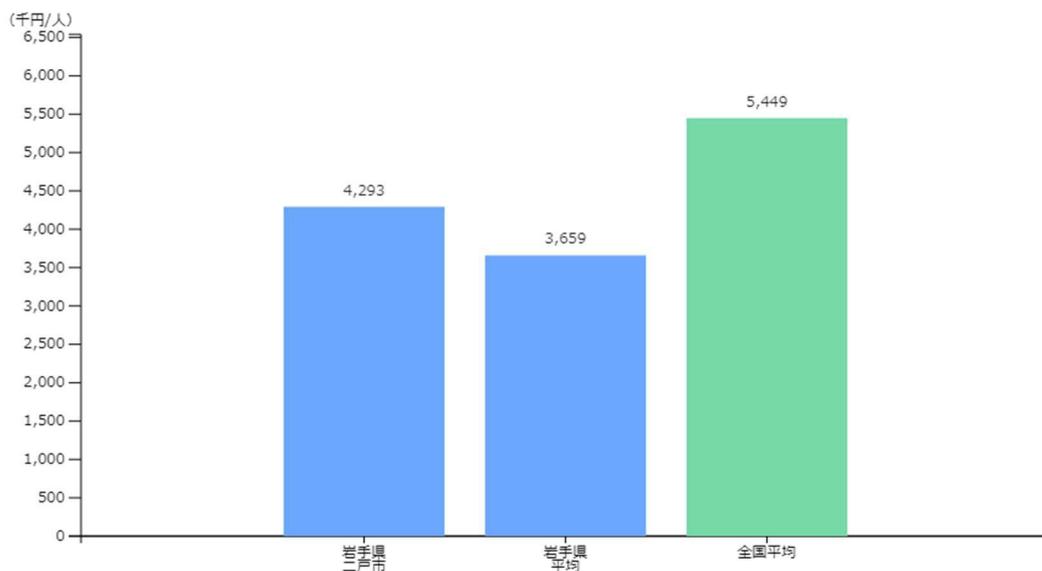


(RESAS 総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」再編加工)

しかしながら、労働生産性については、全国平均が5,449千円/人であるのに対し、岩手県平均は3,659千円/人と低くなっている。 当市においては岩手県平均を上回る4,293千円/人であるが、労働生産性が低い地域となっている。

### 労働生産性（企業単位） 2016年

産業：すべての大分類 > すべての中分類



【出典】  
総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」再編加工  
【注記】  
付加価値額÷従業員数で算出。  
【その他の留意点】+

(RESAS 総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」再編加工)

二戸市に立地する企業のほとんどは中小、小規模の事業者であるが、当市において、従業員数、売上高、両者において高い割合を占める製造業のみならず、すべての産業において、人口減少に伴う人手不足が問題となっていることから、生産性を抜本的に向上させ、労働生産性の向上を図り、事業の継続・拡大を促進させる必要がある。

#### (2) 目標

本導入促進基本計画は、中小企業等の経営強化に関する基本方針に沿って労働生産性を向上させようとする企業の先端設備等導入計画を認定し、設備投資を促進させるものである。

このことにより、地域の経済的な基盤を強化し、人口減少社会においても活力のあるまちを実現しようとするものである。

そのため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本市の経済成長と発展を図る。

本市においては、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

本市では、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市内にある産業は、製造業、建設業、農林水産業、サービス業等と多岐に渡っており、この多様な業種が本市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で多様な設備投資を支援し、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

このため、本計画における対象設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本市の地形は、馬淵川及び安比川沿いに河岸段丘が形成され、市街地がそれに沿って細長く形成されている。そのため、市内事業所は広範に渡っており、これらの地域で、広く事業者の雇用の確保や生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

市内産業の内訳は、製造業、建設業、農林水産業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これら全ての産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

さらに、人口減少などによって企業間競争は加速しており、新製品の開発や技術革新、生産性向上への取組意識が高まっている。

このため、事業者には、業務効率化や省エネの推進、品質・価値の向上、生産設備の能力向上など、多種多様な取組によって、競争力を強化し、経営基盤を強くすることが求められている。

したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広く対象とする。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

雇用の安定確保を前提に、生産性の向上を後押しする観点から、導入前よりも人員が削減される先端設備等導入計画は、認定しない。

また、健全な地域経済の発展と納税の円滑化及び公平性に配慮し、申請者に公序良俗に反する取組みや反社会的勢力との関係が認められる場合、又は市税の滞納がある場合には、計画を認定しない。

#### (備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。